



停止処分を受けた運転者へ



- あなたは、今回処分の基準点数に達したため、停止処分となりました。
- 停止処分期間中は、車やバイクを運転することはできません。もし、運転した場合には「無免許運転」という犯罪に該当し、重たい刑罰や運転免許の取消処分を受けることとなりますので、停止処分期間中は運転しないでください。
- 下段の表には、運転免許の行政処分の基準点数を示しています。
行政処分は、過去3年以内の累積点数と運転免許の停止等の前歴の回数によって、定められています。今回の停止処分が終わると、前歴の回数が1回足されます。前歴の回数が増えると、少しの点数でも行政処分に該当してしまいますので、今後はより慎重に、安全運転をお願いします。
- 停止処分者講習（有料）を受けると、成績によって停止日数が短縮されます。
- 停止処分者講習は、処分日数（90日以上、60日、30日）によって講習日数、講習内容や講習手数料が異なります。

前歴	点数																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70					
処分期間	0回					30			60			90			1年 (3年)			2年 (4年)		3年 (5年)	4年 (5年)	5年									
																				3年 (5年)	4年 (6年)	5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年				
	1回				60		90		120		1年 (3年)			2年 (4年)		3年 (5年)	4年 (5年)	5年													
																	4年 (6年)	5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年								
	2回		90	120	150	1年 (3年)							2年 (4年)			3年 (5年)	4年 (5年)	5年													
																		5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年								
3回		120	150	1年 (3年)					2年 (4年)					3年 (5年)		4年 (5年)		5年													
4回 以上		150	180															10年													

は特定違反行為（酒酔い運転、ひき逃げ等）による欠格期間

Check here for foreign version

